



鳥取県公報

平成14年12月13日(金)
第7443号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (617) (健康対策課)	1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (618) (経済交流課)	1
	土地収用法による事業の認定 (2件) (619・620) (管理課)	3
調達公告	一般競争入札の実施 (防災危機管理課)	5
	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課)	8

告 示

鳥取県告示第617号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
明治町薬局	倉吉市明治町1031 - 8	平成14年11月25日

鳥取県告示第618号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーホームセンターいない米子店
米子市東福原七丁目22 - 1
- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分～午後8時30分

変更後 午前7時～午後9時30分

3 変更年月日

平成14年12月10日

4 届出年月日

平成14年11月27日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 稲井 範行

倉吉市河原町1770

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,044㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 274台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 141.88㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 紙類等60㎡ 廃油3.5㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 5か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分から午後6時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成14年12月13日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部県民局

米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第619号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

岩美町

2 事業の種類

岩美町立大岩交流センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 岩美郡岩美町大字大谷字日比野山地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

岩美町立大岩交流センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、保育所、児童館及びコミュニティセンターを整備するものであり、このうち、保育所及び児童館は土地収用法（以下「法」という。）第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に、また、コミュニティセンターは同条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岩美町は、法第3条第23号に掲げる社会福祉事業を実施し、及び同条第22号に掲げる公民館を設置することができる団体であるとともに、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、岩美西小学校に近接する土地（以下「本件土地」という。）に保育所、児童館及びコミュニティセンターを整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業により、保育所にあつては健全な定員が確保できることとなるとともに、乳児保育、延長保育等の保護者の要望に応えた特別保育の実施が可能となること、児童館にあつては利用者の利便性が格段に向上するとともに、放課後に児童がクラブ活動等により利用することができることとなり、利用者の要望に応えられること、コミュニティセンターにあつては専用の活動場所が確保されることにより地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種事業が実施できることから、社会福祉の増進及び生活文化

の振興に寄与することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業とはなっていないことから、本件事業により失われる利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、施設利用者の利便性が高いこと、環境が優れていること、敷地造成が容易であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業のうち保育所の整備については、平成12年3月に策定された岩美町子育て支援計画（以下「支援計画」という。）において多様な保育に関する要望への対応として位置付けられるとともに、平成13年2月に岩美町保育所整備推進委員会が保育所の統廃合も視野に入れた上で新築整備するよう答申している。

イ 本件事業のうち児童館の整備については、支援計画において放課後の児童対策が重点施策に位置付けられている。

ウ 本件事業のうちコミュニティセンターの整備については、地元自治会から要望が寄せられている。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足をしていると認められるため、同条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富675 - 1

岩美町役場

鳥取県告示第620号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

日野町

2 事業の種類

滝山公園施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 日野郡日野町中菅字中山及び字上ミ廣畑地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

滝山公園施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園を整備する事業であるため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である日野町は地方公共団体であることから、本件事業を施行する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、奥日野県立自然公園内のある滝山公園に隣接する土地（以下「本件土地」という。）に多目的広場、散策道、遊歩道、駐車場等を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、滝山公園に訪れる観光客に多目的広場、散策道、駐車場等を提供するためのものであり、魅力ある資源を活かし活力ある産業を生み出すまちづくりへの寄与が見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業とはなっていないことから、本件事業により失われる利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、一定の面積の確保が可能であること、滝山公園と一体となった活用が可能な土地であること、他の施設との関連性が図られること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、平成14年3月に策定された第4次日野町総合計画の基本計画において、整備活用を検討するものとして位置付けられている。

イ 本件事業は、平成6年3月に策定された日野町全町公園化・景観形成計画の方針に沿ったものであることが認められる。

ウ 日野町が平成4年に実施した観光客を対象にした調査において、多目的広場、散策道、駐車場等の施設整備についての要望が寄せられている。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、日野町から申請のあった本件事業は法第20条各号に掲げる要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日野郡日野町根雨101

日野町役場

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達する役務の内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県西部地震記録データベース作成 一式

(2) 調達する役務の概要

鳥取県西部地震に係る記録、写真、図面等の資料を電子化し、検索及び閲覧を可能とするデータベースを次のとおり作成する。

ア 資料の種類及び数量

(ア) 調査書、報告書、新聞の切抜き等 日本工業規格A列4番で6,800ページ程度

(イ) 写真 1,200点程度

(ウ) その他 色の付いた図面及びフロッピーディスクその他の電子化されたもの 数点

イ 電子化の方法

(ア) アの資料をすべてコンピュータで読み取り、PDF形式で作成すること。

(イ) データはCD-ROMに格納することとし、そのCD-ROM内で動作する検索・閲覧システムを作成及び搭載すること。

ウ その他

(ア) CD-ROMの操作手順書を作成すること。

(イ) 一部の資料は、副本を2部作成すること。

(3) 仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

契約日の翌日から平成15年3月10日まで

(5) 履行場所

鳥取市東町一丁目271ほか

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち役務の情報処理サービスに係るものを有すること。

(3) 平成14年12月13日(金)から同月24日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 過去3年間に、国、地方公共団体又は民間事業者から(受託金額がおおむね200万円以上である。)データベース作成業務を受託した実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)

3 契約担当部局

鳥取県防災危機管理課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災危機管理課

電話 0857-26-7584

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年12月24日(火) 午後1時30分

鳥取県防災危機管理課(県庁第二庁舎3階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に平成14年12月18日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、知事が別に定めるところにより、契約保証金の全部又は一部を減額し、又は免除する場合がある。

7 その他

(1) 本件業務は、失業状態にある者を新に雇用することを目的とした事業であるので、次に掲げる事項に注意すること。

ア 事業費に占める人件費の割合がおおむね8割以上であること。

イ 業務に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね4分の3以上であること。

ウ 業務の受託により新規に雇用する予定の労働者の募集に当たっては、原則として公共職業安定所への求人申込みによること。

エ 労働者を新規に雇用する際に、本人に失業者であることを確認しなければならないこと。

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断された入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 由良川広域基幹改良工事 (由良川橋上部工)

(2) 工事場所 東伯郡大栄町大字西園

(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道倉吉由良線の橋りょう上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

設計荷重 B活荷重

上部工形式 3径間連続非合成^{ぼんけた}鋼桁橋

橋 長 L = 85.3m

幅 員 W = 13.0m (車道幅員7.5m)

橋体重量 W = 1,336.8トン

平面線形 直線

架設工法 ベント架設

(5) 工 期 平成15年1月から平成16年1月9日まで

(6) 予定価格 196,620,900円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,000点以上であること。

(5) 平成14年12月13日 (金) から同月24日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成14年4月1日 (月) から同年12月24日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第255号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(7) 平成5年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している鋼橋 (鋼桁橋に限る。) の上部工の^{ぼんけた}桁製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
ウ 鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での架設期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年12月13日(金)から同月24日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年12月13日(金)から同月24日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を

落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 産業技術センター生産技術科移転改修工事設計委託

(2) 業務内容

本件業務は、米子市夜見町の産業技術センター生産技術科を移転するために、米子市日下のアに掲げる既存建物の改修工事及びイに掲げる排水処理施設の新築工事に係る実施設計業務（建築設備工事及び排水処理槽設置工事に係るものを含む。）を行うものである。

ア 既存建物 鉄骨造3階建
延べ面積 11,441.21㎡

イ 排水処理施設 鉄骨造2階建
延べ面積 102.00㎡

(3) 履行期間 平成15年1月から平成15年3月28日まで

(4) 予定価格 23,317,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(4) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第695号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(5) 平成14年12月13日（金）から同月20日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 建築士法第4条の規定による一級建築士の免許を受けている者を4名以上有すること。

(7) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している昭和54年建設省告示第1206号（建築士法第25条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）別表第1の第1類、第2類又は第3類の建築物であって1棟の延べ面積が3,000平方メートル以上のもの（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。）の建築設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(8) 本件業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年12月13日（金）から同月20日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年12月13日（金）から同月20日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、1の(4)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

